

令和6年1月15日
環境局環境イノベーション支援課

環境配慮型コンクリート・セメントの利活用に向けた基礎調査業務委託
質問に対する回答

【質問1】

仕様書には記載がありませんが、審査基準の書類には「企業へのヒアリング手法」についての記載があります。企業へのヒアリングは、仕様書のどの部分にかかっているのでしょうか。

【回答1】

仕様書_3業務内容の全般に関係しております。各種調査や課題確認等において、現状を把握し、課題解決に向けた方向性を提案するため、適切な対象者の選定とヒアリング内容が示されているかを審査します。

【質問2】

ヒアリング対象は、企業に限定されていますが、調査の方向性（前項でお聞きしている仕様内容も含め）によっては学識経験者、研究者等も対象に含まれるという認識でよろしいでしょうか。

【回答2】

お見込みの通りです。企業に限らず、学識経験者や研究者等、業務の遂行に当たり、適切な関係者へのヒアリングをご提案下さい。

【質問3】

ヒアリングの件数は何件程度を想定されておられるのでしょうか。

【回答3】

件数は特に想定しておりません。

【質問4】

ヒアリング対象は、既に市のほうで抽出されている、もしくは、受託者の提案により決定する、どちらでしょうか。

【回答4】

受託者の提案をベースに市と協議して決定いたします。

【質問5】

参加申込書（様式1）、企画提案書（様式2）は押印が必要でしょうか。

【回答5】

押印不要です。